

第2年金の加入手続き等について

日本ITソフトウェア企業年金基金

目 次

1. 第2年金事務費掛金の変更 . . . P.1
2. 加入者の範囲 . . . P.2
3. 掛金口数の設定 . . . P.3
4. 変額コースの設定例と確認資料名(添付書類) . . . P.4
5. 手続き・スケジュール . . . P.5
6. ご留意いただきたい事項 . . . P.6~7
7. 利息付与率 . . . P.8

1. 第2年金事務費掛金の変更

第2年金の事務費掛金の見直しにより、第2年金の加入がしやすくなりました。加入者の給付増額につなげるため当制度のご活用をおすすめいたします。

- ◆第1年金加入事業所が、第2年金に加入される場合
第2事務費掛金が、お一人一律100円に変更となり、軽減されました。

【令和2年4月分掛金から変更】

第2年金 掛金口数	事務費掛金【変更前】	事務費掛金【変更後】
1口	100円	100円
2口	200円	100円
3口	300円	100円
省 略		
30口	300円	100円

2. 加入者の範囲

- 65歳未満の厚生年金加入者全員または一部
- 加入者の範囲を限定することも可能
正社員以外のパートタイマー、定年後の再雇用者、嘱託職員等
を除くことができます。

※労働条件の相違する職種等の単位で加入対象者を限定する場合は、
就業規則または退職金規程等の確認資料(添付書類)が必要です。

(例) 正社員・契約社員に限定する場合・・・
職種等により就業規則が分かれている場合は、それぞれ必要です。

3. 掛金口数の設定

定額コース

- ・ 事業所毎に口数設定可能(全員一律に設定)
- ・ 1,000円×口数(1口～30口)

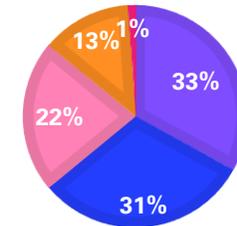
変額コース

- ・ 役職等で個別に設定可能
- ・ 1,000円×口数(1口～30口)

- ◆従業員毎に柔軟な掛金設定、多様なニーズに対応することが可能です。
- ◆設定内容により、確認資料(添付書類)の提出が必要となる場合があります。具体的な例は、次頁をご覧ください。

加入事業所の変額コース設定割合

■ 職位規程 ■ 標準報酬月額 ■ 勤続期間 ■ 給与(退職金)規程 ■ その他
(健康保険・厚生年金)



4. 変額コースの設定例と確認資料名(添付書類)

No.	区分内容	別表	確認資料名 (添付書類)	No.	区分内容	別表	確認資料名 (添付書類)																								
1	職 位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 位</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係員</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	職 位	月額掛金(千円)	係員	1	係長	2	課長	3	部長	4	役員	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職位が明記されている規程を添付 ・ 「職位規程」 ・ 「就業規則」等 	3	勤続年数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5年～10年</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>10年～20年</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20年～30年</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	5年	1	5年～10年	2	10年～20年	3	20年～30年	4	30年	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類不要
職 位	月額掛金(千円)																														
係員	1																														
係長	2																														
課長	3																														
部長	4																														
役員	5																														
勤続年数 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)																														
5年	1																														
5年～10年	2																														
10年～20年	3																														
20年～30年	4																														
30年	5																														
2	標準報酬月額 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 厚生年金 健康保険 </div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>月額掛金(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>16～17</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>18～20</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>21～24</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>25級以上</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	等級	月額掛金(千円)	1～15	1	16～17	2	18～20	3	21～24	4	25級以上	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類不要 	4	基本給	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本給 (以上) (未満)</th> <th>月額掛金 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150,000円</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>150,000円～250,000円</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>250,000円～350,000円</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>350,000円～450,000円</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>450,000円</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)	150,000円	1	150,000円～250,000円	2	250,000円～350,000円	3	350,000円～450,000円	4	450,000円	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本給の取扱いが明記されている規程を添付 ・ 「給与規程」 ・ 「賃金規程」等
等級	月額掛金(千円)																														
1～15	1																														
16～17	2																														
18～20	3																														
21～24	4																														
25級以上	5																														
基本給 (以上) (未満)	月額掛金 (千円)																														
150,000円	1																														
150,000円～250,000円	2																														
250,000円～350,000円	3																														
350,000円～450,000円	4																														
450,000円	5																														

5. 手続き・スケジュール

加入申込みは、毎月受付けしています。

「加入申込書」等の必要書類を毎月20日までに提出された場合、提出月の翌々月からの加入となります。

(例)10月から加入の場合

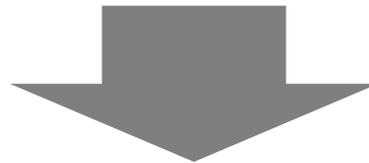
年 月		内 容
～ 8月20日(木)【締切日】	事業所 ⇒ 基 金	「加入申込書」等の必要書類のご提出
10月初旬	基 金 ⇒ 事業所	「資格取得届」提出のご案内
10月 1日(木)～ 11月 4日(水)※ ※10月分掛金計算締切日	事業所 ⇒ 基 金	「資格取得届」のご提出

6. ご留意いただきたい事項

1. 「加入者を限定」する場合の取扱いについて

<ポイント>

- ① 不当差別はできません
- ② 就業規則等による客観的な基準によって限定すること
 - ・ 就業規則の提出が必要 ⇒ 「社員」等の区分を確認のため
- ③ 役員は「法人税法第2条」の規定を引用するため規程は不要



<例>

『就業規則（令和〇年〇月1日現在において効力を有する株式会社〇〇〇の就業規則をいう。）第〇条に規定する「正社員」、「無期契約社員」及び法人税法第2条第15号に規定する役員』を当基金の加入者とする。

2. 「第2年金」の口数について

◆口数を決められたあとに「減口」する場合は・・・

- ・ 加入者の2 / 3以上の同意書と理由書が必要になります。
また、併せて「厚生労働大臣の認可」が必要となります。

◆減額理由は、以下のとおり限定されています。

- ・ 減口を実施しなくてはならない理由があること
(例) **自社の退職金の金額を引き上げるため**
→ 添付書類：改定前と改定後の退職金規程

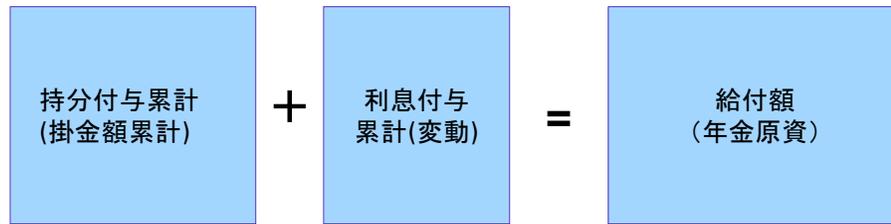
過去5期のうち3期以上の当期純利益がマイナスであるため

→ 添付書類：過去5期の決算報告書

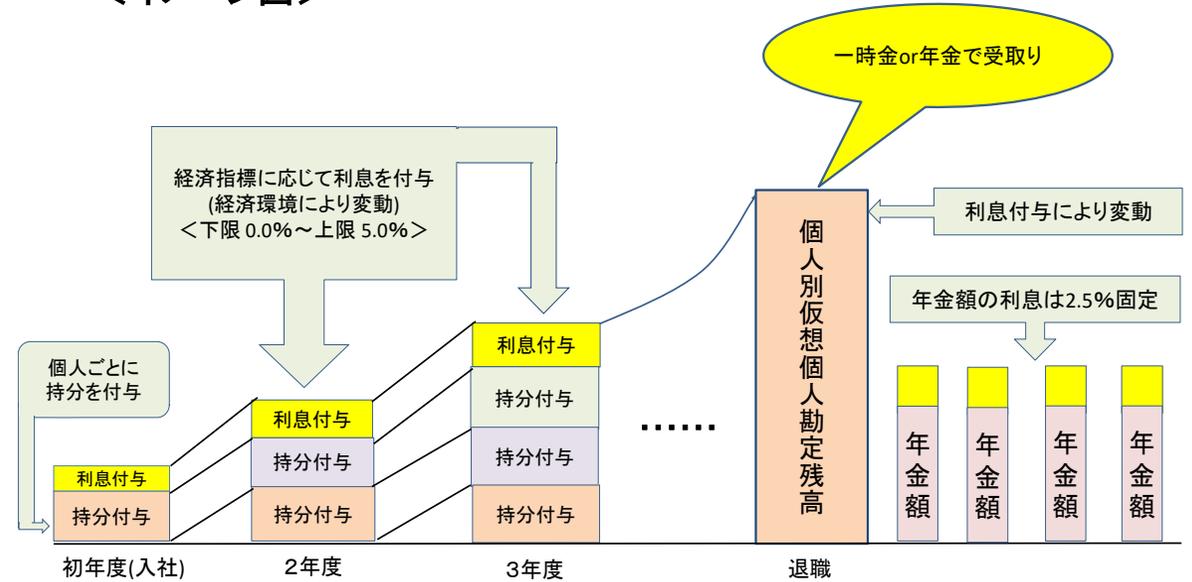
※給付減額が認可されるための理由は、「(明文化された)退職金制度の見直し」と「経営状況の悪化」の2種類のみです。

7. 利息付与率

持分付与(毎月の掛金額) と利息付与について



<イメージ図>



当基金の利息付与率実績

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0.8%	1.8%	3.8%	2.0%	4.6%

※利息付与率は、第1年金及び第2年金共通です。